

群馬大学医学部入学試験委員会部会内規

平成16. 4. 1 制 定
改 正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1
令和 2. 4.21

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部入学試験委員会規程第4条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部入学試験委員会部会（以下「部会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、学科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。
- (3) その他入学試験の実施に関すること。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

(1) 医学科部会

医学科会議で選出された医学系研究科の主担当を命ぜられた教授 6人
医学部教務委員会医学科部会長
医学科長が指名する教授 若干人

(2) 保健学科部会

保健学科会議で選出された保健学研究科の主担当を命ぜられた教授 5人
保健学科長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(会議の報告)

第8条 部長会は、部会の審議結果を当該学科会議及び医学部入学試験委員会に報告するものとする。

(事 務)

第9条 部会の事務は、学務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。